

【調査日】

毎月10日から20日までの間で、休日等を除いた通常形態で作業が行われた『任意の1日』

調査年月日

年	月	日
1 2	3 4	

地方整備局等番号

--	--

都道府県番号

会社番号

--	--	--	--

電話番号（内線）

担当者名

×山 ○夫

[illegible]

注意 1. この調査は、各職種とも未熟練工、手元、見習い等は除きま

2. この調査票の記入にあたっては、裏面の記入要領及び「建設

3. この調査票の記入にあたっては、黒のボールペンまたは黒インクを使用し、各枠に適当な数字を1つずつ明瞭に記入してください。

4. 数字は全て算用数字（1，2，3，・・・等）を用い、右詰めで記入してください。また、④、⑪～⑭は該当するものを選択し、その数字を記入してください。

5. 調査票は毎月25日までに地方整備局等あてに送付してください。

任意の1日の手持現場において、工事に必要な労働者数から
確保した労働者数を引いた人数

記入例(参考)

(工事に必要な労働者数が、仮に40人の場合)

確保している労働者数 = 37人

$$((5)+(6)+(7)+(8))$$

よって、 $40-37=3$

つまり3人が、確保したかったが出来なかった労働者数となる。

秘



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

建設労働需給調査票

調査実施機関 国土交通省

調査年月日				地方整備局等番号		都道府県番号		会社番号			
年	月	日									
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

店社名	
電話番号（内線）	担当者名

職 種	手持現場数						手持現場の状況						確保している労働者数									⑨ 確 保 し た か つ た が 働 者 数	⑩ 確 保 し た が つ た 労 働 者 数	2ヶ月後（ 月）の 労働者確保の見通し					3ヶ月後（ 月）の 労働者確保の見通し																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	① 公 共 工 事 現 場 数	② 民 間 工 事 現 場 数	③ 残 業 ・ 休 日 作 業 を 強 化 中 の 現 場 数	④ 強化理由						最近1ヶ月以内に 新たに使用した人数						⑧ 1 ヶ 月 を 超 え て 使 用 し て い る 者	⑪ 難易							⑫ 困難又はやや 困難とした理由					⑬ 難易		⑭ 困難とした理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
				1 過 大 な 受 注 を し た 為	2 現 在 の 労 働 力 に 比 し て	3 天 候 不 順 等 に よ る 工 事 遅 延 の 為	4 屋 間 時 間 帯 の 工 事 時 間 の 制 約 の 為	5 前 工 程 の 工 事 遅 延 の 為	6 そ の 他	⑤ 下 請 の 者	⑥ 他 社 か ら の 応 援 の 者	⑦ 直 接 雇 用 者	1 困 難	2 やや 困 難	3 普 通		4 やや 容 易	5 容 易	1 募 集 し て も 応 募 が な い	2 退 職 者 が 多 く な り そ う （ 一 時 休 職 者 含 む ）	3 下 請 又 は 他 社 の 応 援 が 得 ら れ そ う に な い			4 そ の 他	1 困 難	2 普 通	3 容 易	4 不 明	1 募 集 し て も 応 募 が な い	2 退 職 者 が 多 く な り そ う （ 一 時 休 職 者 含 む ）	3 得 ら れ そ う に な い	4 他 社 の 応 援 が 得 ら れ そ う に な い																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
百	十	箇	百	十	箇	十	箇	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十	人	百	十</

- 注意 1. この調査は、各職種とも未熟練工、手元、見習い等は除きます。
2. この調査票の記入にあたっては、裏面の記入要領及び「建設労働需給調査 実施要領」をよく読んで記入してください。
3. この調査票の記入にあたっては、黒のボールペンまたは黒インクを使用し、各枠に適当な数字を1つずつ明瞭に記入してください。
4. 数字は全て算用数字（1. 2. 3. ...等）を用い、右詰めて記入してください。また、④、⑪～⑭は該当するものを選択し、その数字を記入してください。
5. 調査票は毎月25日までに地方整備局等あてに送付してください。

建設労働需給調査（調査票記入上の注意等）

- （１）調査票には黒のボールペンまたは黒のインクを使用し、ていねいに記入して下さい。
- （２）数字はすべて算用数字（１、２、３……等）を用いて下さい。
- （３）記入にあたっては、下記の**記入要領**及び**記入例**を参照して記入して下さい。
- ※記入された内容は、統計以外の目的に使用することはありませんので、ありのまま正確に記入していただくようお願いします。

【記入要領】

※①～⑥（電話番号のみ）は、調査票にプリント済ですが、誤りがないか確認して下さい。

① 調査年月日 ： 調査時点の年月を確認し、調査日を記入して下さい。

② 地方整備局番号：以下の表から確認して下さい。

地方整備局等名	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
番 号	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90

③ 都道府県番号 ： 以下の表から確認して下さい。

北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

④ 会社番号 ： 別途、地方整備局等から通知のあった番号を確認して下さい。

⑤ 店社名 ： 会社名を確認して下さい。

⑥ 電話番号（内線）及び担当者名：
会社の電話番号（内線があれば記入者の内線番号まで）を確認し、担当者名を記入して下さい。

⑦ 各調査項目：以下についてご注意のうえ、記入して下さい。

- １．調査日は、毎月１０日から２０日までの間で、日曜日、休日等を除いた作業が通常の形で行われた適当な１日をとって下さい。
- ２．本調査は、「一般工」のみを調査の対象とします。この場合、「一般工」とは、職長、世話役、熟練工、半熟練工等、作業について相当の判断力、責任等を有し、かつ、職務遂行の能力を備えているもので、未熟練工、手元、見習い等は含まないものとします。

３．職種の内容は次により区分してください。

- ア「型わく工」とは、木工事について相当程度の技能を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者。
- a 木製型わく（メタルフォームを含む）の製作、組立、取付、解体等（坑内作業を除く）。
- b 木杭、木橋等の仕付け等。

イ 「左官」とは、左官工事について相当程度の技能を有し、土、モルタル、プラスター、漆喰、人造石等の壁材料を用いての壁塗り、吹付け等の作業について主体的業務を行う者。

ウ 「とび工」とは、高所・中空における作業について相当程度の技能及び高度の肉体条件を有し、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者。

- a 足場又は支保工の組立、解体等（コンクリート橋又は鋼橋の桁架設に係るものを除く）。
- b 木橋の架設等。
- c 杭、矢板等の打ち込み又は引き抜き（杭打機の運転を除く）。
- d 仮設用エレベーター、杭打機、ウインチ、索道等の組立、据付、解体等。
- e 重量物（大型ブロック、大型覆工板等）の捲揚げ、据付等（クレーンの運転を除く）。
- f 鉄骨材の捲揚げ（クレーンの運転を除く）。

エ 「鉄筋工」とは、鉄筋の加工組立について相当程度の技能を有し、鉄筋コンクリート工事における鉄筋の切断、屈曲、成型、組立、結束等について主体的業務を行う者。

オ 「電工」とは、電気工事について相当程度の技能及び必要な資格を有し、建物並びに屋外における、受電設備、変電設備、配電線路、電力設備、発電設備、通信設備等の工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者。

- a 配線器具、照明器具、発電機、通信機器、盤類等の取付け、据付または撤去。
- b 電線、電線管等の取付け、据付または撤去。

カ 「配管工」とは、配管工事について相当程度の技能を有し、建物並びに屋外における給排水、冷暖房、給気、給湯、換気等の設備工事に関する、主として次に掲げる作業について主体的業務を行う者。

- a 配管並びに管の撤去。
- b 金属・非金属製品（管等）の加工及び装着。
- c 電蝕防護。

４．「手持現場数」の欄は、調査日現在の、店社の所在都道府県内における、調査対象職種の雇用労働者を使用している現場の数を、公共工事、民間工事別に記入してください。

５．「手持現場の状況」の欄は、

- ア 調査日の前後（調査日を含む）に残業、休日作業を強化中（又は強化の予定）の現場数（公共工事、民間工事の合計）を数字で記入してください。
- イ その強化の理由として最も妥当と思われるものを１つ選び、数字を記入してください。

６．「確保している労働者数」とは、手持現場（上記４により選んだ「手持現場」に限る）で作業に従事している労働者（雇用、非雇用を問わず、下請の労働者を含む。）の数をいいます。

７．「直接雇用者」とは、貴社が直接雇用し、その賃金管理や保険手続き等を行っている者をいいます。

８．「１ヶ月を超えて使用しているもの」の欄には、

- ア 貴社の手持現場において、貴社が調査日の１ヶ月以前から下請契約を結んでいる企業（さらに下位の下請企業がある場合には、その企業も含まれます）に、調査日１ヶ月以前から雇用されている者。
- イ 調査日１ヶ月以前から他社より応援を受けている者。
- ウ 貴社が調査日の１ヶ月以前から直接雇用している者。
- の合計を記入してください。

９．調査票⑤～⑩の欄は、調査日現在の人数を記入してください。

１０．「２ヶ月後の見通し」「３ヶ月後の見通し」の欄は、

- ア ⑪、⑬は会社全体の確保の難易度に該当すると思われるものを選び、数字を記入してください。
- イ ⑪において「困難」又は「やや困難」、⑬において「困難」を選んだ場合には、その判断理由として最も妥当と思われるものを１つ選び、数字を記入してください。